

# 埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱

## 1 目的

埼玉県における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療に繋げ、重症化予防を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

埼玉県

## 3 実施事業

次の(1)及び(2)とする。

(1) 陽性者フォローアップ事業

(2) 検査費用助成事業

## 4 陽性者フォローアップ事業

(1) 対象者

埼玉県(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市(以下「保健所設置市」という。)を除く。)に在住の者で、以下のいずれかに該当する者のうち、フォローアップ事業への参加に同意した者

ア 埼玉県医療機関委託肝炎ウイルス検査事業によるHBs抗原検査において「陽性」と判定された者又はC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者(以下、「陽性者」という。)

イ 埼玉県内の保健所において実施する肝炎ウイルス検査による陽性者

ウ 5の検査費用の請求により把握した肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者

(2) 実施方法

ア 4の(1)のアの対象者

埼玉県医療機関委託肝炎ウイルス検査事業実施要綱の様式2においてフォローアップに同意した者に対し、本事業の案内及び別紙様式1による同意書を送付し、初回精密検査の受診状況等を確認する。

確認の結果、未受診の場合には受診を勧奨する。また、別紙様式1による同意書により本人の同意を得た上で、別紙様式4による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認する。

実施については、埼玉県肝疾患診療連携拠点病院に委託して行うものとする。

イ 4の(1)のイの対象者

陽性告知の際に本事業の説明を行い、別紙様式2による同意書により本人の同意を得た上で、初回精密検査の受診状況等を確認する。確認の結果、未受診の場合には受診を勧奨する。また、別紙様式4による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認する。

初回精密検査の受診状況等の確認以降の実施については、埼玉県肝疾患診療連携拠点病院に委託して行うものとする。

陽性者の住所地が保健所設置市の場合の実施については、管轄する保健所が行うものとする。

ウ 4の(1)のウの対象者

別紙様式3による同意書により本人の同意を得た上で、別紙様式4による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認する。

実施については、陽性者の住所地を管轄する保健所が行うものとする。

5 検査費用助成事業

(1) 対象者

ア 初回精密検査

埼玉県に在住の者で、以下の全ての要件に該当する者

- (ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (イ) 埼玉県若しくは埼玉県内の保健所設置市が実施する肝炎ウイルス検査又は埼玉県内の市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診における陽性者で、検査結果通知書の発行日から1年以内の者
- (ウ) 別紙様式1若しくは2によるフォローアップ事業参加同意書に同意した者又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者
- (エ) 埼玉県が実施する肝炎治療特別促進事業(肝炎治療医療費助成)において診断書に記載ができる医師(日本肝臓学会肝臓専門医又は埼玉県肝炎医療研修会受講修了医師)(以下、「県が指定した医師」という。)が所属する医療機関(以下、「県が指定した医療機関」という。)において検査を受けた者

イ 定期検査

埼玉県に在住の者で、以下の全ての要件に該当する者

- (ア) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (イ) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)
- (ウ) 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

ただし、平成30年度以降の年度分の指定都市に住所を有する者については、住民税非課税世帯に属する者又は「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)」第1条による改正前の地方税法に規定する市民税の所得割の標準税率(6%)により算定された所得割額が235,000円未満の世帯に属する者。

- (エ) 別紙様式1、2若しくは3によるフォローアップ事業参加同意書に同意した者又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者
- (オ) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

(カ) 県が指定した医師による検査を受けた者

(2) 実施方法

ア 5の(1)の対象者が保険医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関をいう。)のうち県が指定した医療機関において初回精密検査又は県が指定した医師による定期検査を受診し、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を差し引いた額とする。ただし、5の(1)のイに該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表の課税世帯又は非課税世帯に該当するかについては、5の(5)イ(イ)により申請者から提出された課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成を行わない。

(3) 助成対象費用

ア 初回精密検査

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として埼玉県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

(ア) 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像)

(イ) 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間)

(ウ) 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD)

(エ) 腫瘍マーカー(AFP、AFP-L3%、PIVKA-半定量、PIVKA-定量)

(オ) 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等)

(カ) 微生物核酸同定・定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量)

(キ) 超音波検査(断層撮影法(胸腹部))

イ 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として埼玉県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

（４）助成回数

- ア 初回精密検査 1回
- イ 定期検査 年度ごとに2回（アの検査を含む）

（５）検査費用の請求について

ア 初回精密検査

5の（１）のアの対象者は、別紙様式5による肝炎検査費用請求書（以下「請求書」という。）に、医療機関の領収書、診療明細書、結果通知書（埼玉県若しくは埼玉県内の保健所設置市が実施する肝炎ウイルス検査又は埼玉県内の市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診に係るもの）又は写し、別紙様式1若しくは2によるフォローアップ事業参加同意書若しくは市町村が実施するフォローアップ事業参加同意書又は写し、住民票の写し及び助成金振込先金融機関の口座がわかる書類を添えて、検査結果通知書の発行日から1年以内に、当該対象者の居住地を管轄する保健所長を経由して埼玉県知事に請求するものとする。

イ 定期検査

（ア）5の（１）のイの対象者は、別紙様式5による肝炎検査費用請求書（以下「請求書」という。）に、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、次項に定める課税等証明書等、別紙様式1、2若しくは3によるフォローアップ事業参加同意書若しくは市町村が実施するフォローアップ事業参加同意書又は写し（初回のみ。）、別紙様式6による医師の診断書（以下「診断書」という。）及び助成金振込先金融機関の口座がわかる書類を添えて、検査を受診した年度内に、当該対象者の居住地を管轄する保健所長を経由して埼玉県知事に請求するものとする。

なお、2回分の検査を同時に申請する場合は、世帯全員の住民票の写し、次項に定める課税等証明書等及び助成金振込先金融機関の口座がわかる書類は、各1通ずつ添えることによりよいものとする。

（イ）自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

別表による自己負担限度額階層区分の課税世帯に当たる場合、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、非課税世帯に当たる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、別紙様式7による市町村

民税額合算対象除外希望申請書並びに申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にないことを証明する書類に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

なお、平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

(ウ) 対象者は申請の際、上記(ア)及び(イ)に寄らず、以下要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

a 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。

(a) 以前に埼玉県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合（以前支払を受けた時に比べ、慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合は除く。）

(b) 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を埼玉県知事へ提出した場合（以前申請をした時に比べ、慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合は除く。）

(c) 県が発行する肝炎患者支援手帳の様式に県が指定した医師が記載することにより、病態等を確認できる場合

b 世帯全員の住民票の写し、世帯全員の課税等証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書、市町村民税額合算対象除外希望申請を行う場合における、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にないことを証明する書類

以下のいずれかに該当する場合において、従前に埼玉県知事へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度で埼玉県知事に対し行われる場合とする。

(a) 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

(b) 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

(6) 検査費用の支払いについて

埼玉県知事は、(5)の請求を受けたときは、その内容を審査し、次のとおり助成の可否を決定する。

ア 承認の場合

別紙様式8による（初回精密検査費用助成・定期検査費用助成）決定通知書により、速やかに通知し、指定口座へ振り込むものとする。

イ 不承認の場合

提出された申請書類を添えて、別紙様式9による（初回精密検査費用助成・定期検査費用助成）不承認通知書により、速やかに通知するものとする。

6 実施に当たっての留意事項

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の実施に関し、必要な事項は、疾病対策課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ただし5(5)(ウ)a(c)については、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分	自己負担限度額 (1回につき)	
	慢性肝炎	肝硬変 肝がん
市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

平成30年度以降の年度分の指定都市に住所を有する者の市民税(所得割)については、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)」第1条による改正前の地方税法に規定する市民税の所得割の標準税率(6%)により算定された所得割額を用いて、自己負担限度額の算定を行うものとする。